

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福島県知事 佐藤 雄平

# 福島県報

## 目次

### 規則

○福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 五三

### 告示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件二件 五五
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 五七
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 五七
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件三件 五七
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 五八
- 道路の区域を変更する件五件 五八
- 道路の供用を開始する件 五九

### 公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 五九
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 五〇
- 市街地再開発組合の事業計画の変更を認可した件 五〇
- 福島県警察本部
  - 一般競争入札を行う件二件 五〇
- 福島県労働委員会
  - 地方公営企業の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件 五三

## 規則

福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月八日

### 福島県規則第七十八号

福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十八年福島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「二万円」を「二〇、〇〇〇円」に改め、「乗じて得た額」の下に「(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

第十九条中「特定医師による医療保護入院者(法第三十三条第二項)の入院届」を「特定医師による医療保護入院者(法第三十三条第二項・第四項)の入院届」に改める。

第三十条第一項中「様式第十六号」を「様式第三十四号の二」に改める。

第三十一条中「様式第十八号」を「様式第三十五号の二」に改める。

第三十二条の二を削る。

別表の一、五〇〇、〇〇〇円以下の項中「二、五〇〇、〇〇〇円」を「一、四七〇、〇〇〇円」に改め、同表の一、五〇〇、〇〇一円以上の項中「一、五〇〇、〇〇一円」を「一、四七〇、〇〇一円」に改め、同表備考1中「による保護」の下に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の規定による支援給付」を加える。

様式第十五号から様式第十九号までを次のように改める。

様式第十五号から様式第十九号までを次のように改める。

様式第三十四号の次に次の一様式を加える。

様式第三十四号の次に次の一様式を加える。

様式第三十四号の次に次の一様式を加える。

様式第三十四号の次に次の一様式を加える。

様式第三十四号の次に次の一様式を加える。

様式第三十四号の次に次の一様式を加える。

様式第三十四号の次に次の一様式を加える。

様式第三十四号の次に次の一様式を加える。

様式第 3 4 号の 2 (第30条関係)

精神障害者保健福祉手帳交付等申請書

市町村名			
受付年月日	年	月	日
	年	月	日

福島県知事

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）の規定により、次のとおり申請します。

（該当する項目に○印を付けること。）

- 1 法第45条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請（新規）
- 2 法第45条第 5 項の規定において準用する同条第 3 項の規定による障害等級の認定申請（更新）
- 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 9 条第 1 項の規定による障害等級変更申請

申請者 (精神障害者本人)	フリガナ 氏 名	Ⓣ			性 別	男 女	生年 月日	明・大・昭・平 年 月 日			
	住 所	電 話 ( )									
保護者等 (家族)	氏 名	本人との続柄			住 所	電 話 ( )					
添付書類 (○印)	医師の診断書 年金証書の写し ( ) 級 写真		既存の手帳の有効期限			年 月 日					
	精神障害者保健福祉手帳		既存の手帳の手帳番号			*					
申請書を 提出した者	氏 名	Ⓣ			本人との 関係	住 所	電 話 ( )				

注意

- 1 手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行うためには、添付書類として、「医師の診断書」又は「障害年金等の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込（支払）通知書の写し」又は「特別障害給付金受給資格者証若しくは特別障害者給付金支給決定通知書及び直近の国庫金振込通知書若しくは国庫金送付通知書の写し」が必要です。
- 2 年金証書等の写し又は特別障害給付金受給資格者証等の写しによる申請の場合は、障害等級の判定のために社会保険事務所又は各共済組合に対し、年金の障害等級等を照会することがありますので所定の同意書を添付してください。
- 3 写真は、申請日前 1 年以内に無帽で上半身を撮影した縦 3 センチメートル、横 2.5 センチメートルのものとしてください。

様式第三十五号の次に次の一様式を加える。

様式第 3 5 号の 2 (第31条関係)

精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届

保健所名 (市町村名)	年 月 日
受付年月日	年 月 日

年 月 日

福島県知事

住所 氏名 氏名  
本人との続柄

精神障害者保健福祉手帳の記載事項について、次のとおり変更がありましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第7条第2項の規定に基づき届け出ます。

精神障害者(本人)	氏名	生年月日	年	月	日	
		手帳番号				
届出の事由 (該当するものに○印を付けること。)	精神障害者保健福祉手帳	1 氏名の変更				1 氏名の変更 2 住所の変更 (他の都道府県からの居住地の異動) 3 住所の変更 (県内での居住地の異動)
		変更前(旧)	住所	氏名	住所	
変更の内容	変更後(新)	住所	住所	氏名	住所	
		住所	住所	氏名	住所	

注意 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が手帳の記載事項を変更しよ

うとするときは、現在交付を受けている手帳を添付して下さい。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第十一条及び別表の規定は、公布の日以降の措置入院者等の入院に要した費用の徴収額から適用する。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、所要の調整をしてこれを使用することができる。

(障がい福祉課)

告 示

福島県告示第五百四十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十年八月八日から同年十二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマダ電機テックランド原町店 南相馬市原町区北原字前谷地二百五十二ほか
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 大規模小売店舗を設置する者  
名称 昭和運輸株式会社  
代表者の氏名 代表取締役 鎌田 武雄  
住所 南相馬市原町区雫字聖下二百五十九番地の二
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者  
名称 株式会社ヤマダ電機  
代表者の氏名 代表取締役 山田 昇  
住所 群馬県高崎市栄町一番一号
- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十一年三月二十六日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
二千二百七十七平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
1 駐車場の位置及び収容台数

- 一 位置 別紙図面のとおり
  - 二 収容台数 百二台
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数
    - 一 位置 別紙図面のとおり
    - 二 収容台数 七十八台
  - 3 荷さばき施設の位置及び面積
    - 一 位置 別紙図面のとおり
    - 二 面積 八十八平方メートル
  - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - 一 位置 別紙図面のとおり
    - 二 容量 四十一立方メートル
  - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
      - 一 開店時刻 午前十時
      - 二 閉店時刻 午後十時
    - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
      - 午前九時三十分から午後十時三十分まで
    - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
      - 一 数 二か所
      - 二 位置 別紙図面のとおり
    - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
      - 午前八時から午後十時まで
  - 七 届出年月日
    - 平成二十年七月二十五日
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百四十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十年八月八日から同年十二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (仮称)リオン・ドール保原店 伊達市保原町大字上保原字金山三一一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社小池

代表者の氏名 代表取締役 小池 伸典

住所 会津若松市中町四番三十六号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社リオン・ドールコーポレーション

代表者の氏名 代表取締役 小池 伸典

住所 会津若松市中町四番三十六号

名称 株式会社ツルハ

代表者の氏名 代表取締役 鶴羽 樹

住所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十四号

名称 株式会社大創産業

代表者の氏名 代表取締役 矢野 博丈

住所 福島県東福島市西条吉行東一丁目四番十四号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年三月二十六日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千四百五平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一 位置 別紙図面のとおり

二 収容台数 百六十九台

2 駐輪場の位置及び収容台数

一 位置 別紙図面のとおり

二 収容台数 百二十三台

3 荷さばき施設の位置及び面積

一 位置 別紙図面のとおり

二 面積 二百五十四平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一 位置 別紙図面のとおり

二 容量 三十五立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

一 開店時刻 午前九時

二 閉店時刻 午前一時(株式会社ツルハ及び株式会社大創産業にあっては、午後九時三十分)

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌日の午前一時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- 一 数 二か所
- 二 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後七時まで
- 七 届出年月日  
平成二十年七月二十五日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第五百四十九号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年八月八日から同年十二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十年八月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンター谷川瀬 A館 いわき市平谷川瀬字双藤町五十六―一ほか
- 二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社藤越  
いわき市好間工業団地二十一番地一

代表取締役社長 大高 善興  
(変更後) 株式会社ヨークベニマル  
郡山市朝日二丁目十八番二号

代表取締役社長 大高 善興

- 三 変更した年月日  
平成二十年七月十八日
- 四 届出年月日  
平成二十年七月二十五日
- 五 届出をした者  
株式会社藤越

(商業まちづくり課)

**福島県告示第五百五十号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、原町市土地改良区から平成二十年五月三十日付けで申請のあった定款の変更について、同年七月三十一日認可した。

平成二十年八月八日

福島県知事 佐藤 雄 平  
(農村計画課)

**福島県告示第五百五十一号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十年八月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所  
喜多方市山都町一ノ木字飯豊山乙四七三二(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)  
(治山対策課)

**福島県告示第五百五十二号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十年八月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所  
福島市飯坂町中野字中野一(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため
- 二 解除予定保安林の所在場所  
福島市大笹生字組板山一の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十年八月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

（治山対策課）

一 解除予定保安林の所在場所

田村市滝根町神俣字大滝根一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十年八月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

田村郡小野町大字菖蒲谷字反田一一五

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、小野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第五百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年八月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道郡山 矢吹線	西白河郡矢吹町滝八幡 一〇五番四二地先から 同 郡同 町滝八幡 七七番地先まで	変更前	九・二 二六・〇	九八六・〇
		変更後	一〇・六 二六・〇	九八六・〇

（道路計画課）

福島県告示第五百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年八月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道白坂 停車場小 田倉線	西白河郡西郷村大字小 田倉字大平一二四番二 地先から 同 郡同 村大字小 田倉字大平七一五番五地 先まで	変更前	一〇・〇 一五・四	四八六・四
		変更後	一〇・〇 一九・〇	四八六・四

（道路計画課）

福島県告示第五百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年八月八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津若松三島線	大沼郡会津美里町小沢字村東甲四番一地先から同 郡同 町小沢字台畑甲三三二番地先まで	変更前 変更後	一〇・〇 } 一九・〇 } 一三・〇 } 二六・〇 }	一九五・〇 一九五・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年八月八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道喜多方西会津線	喜多方市山都町字町尻二三五番一〇地先から同 市山都町字西原二八二四番二地先まで	変更前 変更後	七・一 } 一〇・八 } 九・〇 } 一五・二 }	四一六・〇 四一六・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年八月八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわき上三坂小野線	いわき市泉町本谷字作八〇番一地从先から同 市泉町滝尻字坂下五九番三地从先まで	変更前 変更後	八・〇 } 三九・〇 } 一七・〇 } 四五・五 }	三二〇・〇 三二〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年八月八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道いわき上三坂小野線	いわき市泉町本谷字作八〇番一地从先から同 市泉町滝尻字坂下五九番三地从先まで	平成二〇年八月八日

(道路計画課)

公 告

公告第四百三十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十年八月八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年七月二十八日
- 二 名称

三 特定非営利活動法人福島県ベンチャー・SOHO・テレワーカー共同機構  
代表者の氏名  
野口 正一

四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市三河北町二番八号ココメゾン四百六号

五 定款に記載された目的  
当法人は、特定非営利活動法人をはじめ市民及び市民活動団体、公益団体、公共団体、自治体、教育機関、企業等、地域社会を構成する個人、組織に対する支援事業及び共働・連携事業を行うこと、および公の施設の管理・運営を行うことによつて、地域社会の振興並びに不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。  
(文化振興課)

公告第四百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
平成二十年八月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称  
三和土地改良区  
退任した役員  
役別 氏名 住所  
理事 青木 巖 いわき市三和町渡戸字高野四〇番地

(農村計画課)

公告第四百三十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、いわき駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
平成二十年八月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 事務所の所在地及び設立認可の年月日  
いわき市平字四町目十一番地  
平成十五年十一月二十五日
- 二 変更の内容  
事業施行期間  
変更前 平成十五年十二月から平成二十年十月まで  
変更後 平成十五年十二月から平成二十一年三月まで
- 三 事業計画の変更の認可の年月日  
平成二十年八月一日

(おまわり) けり推進課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第37号

生体認証装置の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。  
平成20年 8 月 8 日

福島県警察本部長 久保 潤 二

- 1 入札に付する事項
    - (1) 借入物品の名称及び数量 生体認証装置 一式（搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。）
    - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
    - (3) 借入期間 平成21年1月1日から平成26年12月31日まで
    - (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
  - 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
  - (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
  - (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
  - (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年8月20日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
- 郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部警務部会計課入札係  
電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等  
(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。



- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年8月29日(金) 午後1時30分 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)
- (3) その他 郵便による入札は、不可とする。
- 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県警察本部公告第38号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける運輸免許証追記システム機器及び電子署名生成装置の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成20年8月8日

福島県警察本部長 久保 潤 二

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量
- ア 運輸免許証追記システム機器 29式 } (搬入、据付け、組立て、調整、機器保
- イ 電子署名生成装置 1式 } 守等を含む。)
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成21年1月1日から平成26年12月31日まで

- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年8月29日(金) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部警務部会計課  
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成20年8月19日(火) 午後3時 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年9月19日(金) 午後1時30分 (2)に掲げる場所に同じ。
- (4) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成20年9月18日(木) 午後5時までに必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease :
  - ① Driver's liscense postscript system device 29set
  - ② Electronic signature generation device 1 set
- (2) Time - limit of tender (byhand) : 1 : 30p.m., 19 September 2008
- (3) Time - limit of tender (byemail) : 5 : 00p.m., 18 September 2008
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima - shi Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(公 計 課)

### 福島県労働委員会

#### 福島県労働委員会告示第一号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、地方公営企業の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件（平成十九年福島県労働委員会告示第一号）は、廃止する。

平成二十年八月八日

福島県労働委員会

会長 本田 哲 夫

- 一 地方公営企業 の名称 いわき市病院局
- 二 労働組合 の名称 自治労いわき市立病院職員労働組合
- 三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
病院局 経営企画室	局長、次長、総合調整担当 経営企画室長、経営企画課長、統括主幹、経営企画課長補佐、企画財政係長、経営企画課の主査及び事務主任のうち人事・労務関係の事務を担当する者
総合磐城共立病院	院長、副院長、診療局長、救命救急センター長、医療安全管理室長、医療技術部長、副診療局長、救命救急センター担当、薬局長、事務管理部長、看護部長、総務課長、管財課長、医事課長、副看護部長、総務課長補佐、総務係長、事務管理部総務課の主査及び事務主任のうち人事・労務を担当する者
磐城共立高等看護学院 常磐病院	学院長、事務長、教務主任 院長、副院長、診療局長、副診療局長、薬局長、事務管理室長、看護部長、副看護部長、事務管理室長補佐、庶務係長

四 認定年月日 平成二十年七月二十一日

(審査調整課)

### 正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十年七月二十九日付け定例第二千号中

四七九	下	後ろか ら一九	総務部文書管財総室財産管理課長に」及び	総務部文書管財総室施設管理課長に」及び
-----	---	------------	---------------------	---------------------

○平成二十年八月一日付け定例第二千一号中

五〇二	下	一	同 郡天栄村	同 郡天栄町
-----	---	---	--------	--------